

登記相談の予約制について

- 宮崎地方法務局では、待ち時間を少なくし、より効率的な行政サービスを提供することができるよう、登記申請手續のご相談について、下記のとおり、**予約制**によりお受けしております。
- 予約をいただいたお客様には、お待たせすることなく相談をお受けすることができますので、相談を希望されるお客様は、事前のご予約をお願いいたします。
- **会社・法人などの設立や役員の変更**に関する登記相談は、**本局登記部門**においてお受けしますので、相談を希望されるお客様は、**本局登記部門**に連絡をお願いいたします。

庁 名	相 談 日	相 談 時 間	予 約 方 法	電 話 番 号
宮崎地方法務局 登 記 部 門	月 ~ 金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0985) 22-5124 (内線102又は112)
宮崎地方法務局 都 城 支 局	月・水・金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0986) 22-0490 *音声ガイダンスに したがって「2」 を押してください。
宮崎地方法務局 延 岡 支 局	月 ~ 金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0982) 33-2179
宮崎地方法務局 日 南 支 局	月・水・金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0987) 25-9125
宮崎地方法務局 高 鍋 出 張 所	月・水・金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0983) 23-0352
宮崎地方法務局 小 林 出 張 所	月・水・金	20分以内	電 話 又は 窓 口	(0984) 23-3211

登記相談を利用されるお客様へのお願い

登記の申請に必要な申請書様式及び作成方法については、

法務局ホームページ
(不動産登記申請手続)へ

又は

法務局ホームページ
(商業・法人登記申請手続)へ

をクリック

こちらのホームページをご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、「**登記相談**」をご利用ください。

受付

登記相談は**予約制**です。

・あらかじめ最寄りの法務局に電話又は窓口で相談日時を予約してください(受付時間: 平日 8時30分から17時15分まで)。また、キャンセルする場合には、事前にご連絡願います。

対象者

登記相談をご利用できるのは、**登記申請を予定されているご本人様**です。

・ご本人様がやむを得ない事由により来庁できない場合には、そのご親族様もご利用できません。

相談時間

相談を行う時間は、**20分以内**です。

・多くのお客様にご利用していただくため、一人様1枠のみで時間の延長はできません。

相談内容

登記申請書の書き方や必要な添付書類等の登記の手続について、一般的な説明のみを行います。

・法的な判断を伴う相談や法律行為についての個別具体的な相談にはお答えできません。

注意事項

登記申請書については、**ご自宅等でご自身で作成**願います。

・相談担当者が申請書や添付書類を作成することはできませんので、相談後に作成願います。

相談窓口では、申請書及び添付書類の**事前確認(事前審査)**はできません。

・書類の審査は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。そのため審査の段階(申請書提出後)で、書類の訂正や不足書類の提出をお願いすることがあります。

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて、業として登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をすることは、法律に違反し刑罰が科される場合があります。

その他

ご自身での登記申請が難しいとお考えの方は、**登記の申請の代理又は申請書の作成については、お近くの司法書士又は土地家屋調査士に依頼**することができます。

・司法書士及び土地家屋調査士は国家試験により免許を取得した法律の専門家です。

宮崎県司法書士会では、電話相談及び相続登記の相談所を開設しています。

・お問合せ先 宮崎県司法書士会 TEL 0985-28-8538